

京都府在日外国人高齢者・重度障害者特別給付金支給要領

令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府在日外国人高齢者・重度障害者特別給付金支給要綱（平成16年10月5日京都府告示第572号。以下「要綱」という。）の施行に必要な事項を定めるものとする。

(支給申請)

第2条 要綱第5条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。
2 要綱第5条第1項第2号に規定する申立書兼同意書は、別記第2号様式によるものとする。

(支給決定)

第3条 要綱第6条に規定する支給決定通知書は別記第3号様式により、却下通知書は別記第4号様式によるものとする。

(届出)

第4条 要綱第9条第1項に規定する所得状況届は別記第5号様式によるものとする。
2 要綱第9条第2項に規定する現況届は別記第6号様式によるものとする。
3 要綱第9条第3項に規定する受給資格変更・喪失届は別記第7号様式によるものとする。

(支給停止等の通知)

第5条 要綱第11条に規定する支給停止（変更）通知書は別記第8号様式により、支給停止解除通知書は別記第9号様式によるものとする。

(受給資格喪失の通知)

第6条 要綱第12条に規定する受給資格喪失通知書は別記第10号様式によるものとする。

(給付金の返還)

第7条 要綱第13条第1項に規定する返還通知書は別記第11号様式によるものとする。

支店番号	銀行番号				支店番号					
フリ ガナ 口座 名義 人										

注 本人が署名(自筆)する場合は、押印の必要はありません。

※京都府記入欄

受理日	・	・	決定日	・	・	整理番 号		
生活保護	受給中・無	公的年金の有無		有 ・ 無				
前年の所得額								円
手帳	身障() 療育() 精神()							
決裁欄				支給の可否	支給・却下・支給停止			
課長								
				支給開始日	年 月 ~			

特約事項

(遅延利息)

第1条 在日外国人高齢者・重度障害者特別給付金の受給者(以下「受給者」という。)は、正当な理由なく在日外国人高齢者・重度障害者特別給付金(以下「給付金」という。)を納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付すべき額につき納期日の翌日における法定利率で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(受給資格変更・喪失届の提出)

第2条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに知事に届けなければならない。

- (1) 受給資格を喪失したとき。
- (2) 住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 生活保護の受給に変更があったとき。

(4) 公的年金等の受給に変更があったとき。

(申請内容等の調査)

第3条 受給者は、次のことを認めるものとする。

- (1) 知事が、給付金の返還に必要な限度において、この申請の内容又は受給者の住所について、市町村に照会すること。
- (2) 市町村が前項に掲げる照会に対し回答をすること。
- (3) 知事が、給付金の返還に必要な限度において、申請内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

第4条 受給者は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては府からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては府からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合
- (2) 給付金以外の債務につき、次の事由があった場合
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続き(破産手続を除く。)の申立て
 - イ 仮差押えその他の保全措置
 - ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)
- (3) 受給者が月賦償還の支払を通算して3回怠った場合(その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。)
- (4) 受給者が住所を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(合意管轄)

第5条 支給金の返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

在日外国人高齢者・重度障害者特別給付金支給要綱に定める本制度の内容を理解した上で、この特約事項について同意します。

年 月 日 申請者氏名

印

別記第2号様式（第2条第2項関係）

年 月 日

京都府知事 様

申請者 住所
氏名 印
電話 ー

※本人が署名(自筆)する場合は、押印の必要はありません。

公的年金等受給状況申立書兼同意書

次のとおり相違ありません。また、京都府が所得状況その他下記の事項について、必要な調査を継続して行うことに同意します。

※高齢者・障害者とも記入

国籍	
国民年金以外の公的年金等加入状況	1 加入していた 2 加入していない
加入期間	年 月 日～ 年 月 日(年金) 年 月 日～ 年 月 日(年金)
生活保護受給	有・無 (年 月～ 年 月)
前年所得額	円
現在受給中の年金額	年額 円
年金証書記号と番号	

※障害者のみ記入

障害原因の初診日	
身体障害者手帳	番号 () 障害程度 () 交付年月日; 年 月 日 障害の区分; 視覚・言語聴覚・肢体・内部

療育手帳	番号 () 障害程度 () 交付年月日; 年 月 日
精神障害者保健福祉手帳	番号 () 障害程度 () 交付年月日; 年 月 日

別記第3号様式 (第3条関係)

番号
年 月 日

様

京都府知事 印

給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都府在日外国人高齢者・重度障害者特別給付金につきましては、京都府在日外国人高齢者・重度障害者特別給付金支給要綱第6条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者番号	
氏名	
住所	
支給金額	月額 円
支給開始年月日	年 月分

注 1 住所・氏名・公的年金等受給額等に変更のあったときは、直ちに届けてください。

2 公的年金等又は生活保護受給の場合には、その理由発生後に受給した給付金については返還してください。

別記第4号様式（第3条関係）

番号
年 月 日

様

京都府知事 印

給付金却下通知書

年 月 日付けで申請のありました京都府在日外国人高齢者・重度障害者特別給付金につきましては、京都府在日外国人高齢者・重度障害者特別給付金支給要綱第6条の規定により、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

申請者	氏名	
	住所	
却下の理由		

別記第5号様式（第4条第1項関係）

（平20告示288・一部改正）

年 月 日

京都府知事 様

申請者 住所
氏名 印
電話 ー

※本人が署名(自筆)する場合は、押印の必要はありません。

所得状況届

次のとおり相違ありません。また、京都府がその内容を調査することについて同意します。

項目		申請者(本人)	配偶者	申請者の扶養義務者
年の所得金額		円	円	円
扶養親族の状況	老人控除対象配偶者数	人		
	特定扶養親族数	人		
	老人扶養親族数	人	人	人
	その他の扶養親族数	人	人	人
控除の有無	障害者	有・無	有・無	有・無
	特別障害者	有・無	有・無	有・無
	寡婦(寡夫)	有・無	有・無	有・無
	寡婦特例	有・無	有・無	有・無
	勤労学生	有・無	有・無	有・無
控除の金額	雑損	円	円	円
	医療費	円	円	円
	小規模企業共済等掛金	円	円	円
	配偶者特別	円	円	円
	社会保険料	円	円	円
地方税法附則第6条第1項又は租税特別措置法第25条の免除に係る所得税		円	円	円
※控除後の所得額		円	円	円

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 控除の有無欄は、該当する項目に○を付けてください。
- 3 「本人、配偶者及び扶養義務者の所得を証明する書類」を添付される場合は、この書類を提出していただく必要はありません。

年 月 日

京都府知事 様

受給資格者 住所
氏名 印
電話 ー

※本人が署名(自筆)する場合は、押印の必要はありません。

現況届

次のとおり相違ありません。また、京都府がその内容を調査することについて同意します。

※高齢者・障害者とも記入

生活保護受給の有無	<input type="checkbox"/> 受けている。(年 月から) <input type="checkbox"/> 受けていない。
公的年金等受給の有無	<input type="checkbox"/> 有 年金の種類() 年金証書の記号番号() 年金額 (年額 円) 受給権発生年月日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 無

※障害者のみ記入

身体障害者手帳	番号(号) 障害程度(種 級) 障害名() 交付年月日; 年 月 日
療育手帳	番号(号) 障害程度() 交付年月日; 年 月 日
精神障害者保健福祉手帳	番号(号) 障害程度() 交付年月日; 年 月 日

別記第7号様式（第4条第3項関係）

（平20告示169・一部改正）

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所
氏名 印
電話 ー

※本人が署名（自筆）する場合は、押印の必要はありません。

給付金受給資格変更・喪失届

京都府在日外国人高齢者・重度障害者特別給付金支給要綱第9条第3項の規定により
届け出ます。

受給資格者氏名		
変更	項目	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 公的年金等の受給権 <input type="checkbox"/> その他
	内容	
	年月日	年 月 日
喪失	理由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 府外転出(転出先;) <input type="checkbox"/> その他()
	年月日	年 月 日

※京都府記入欄

受理日	・	・	決裁欄		
決定日	・	・	課長		
変更月・喪失月	年	月			

別記第8号様式（第5条関係）

番号

年 月 日

様

京都府知事

印

給付金支給停止(変更)通知書

京都府在日外国人高齢者・重度障害者特別給付金支給要綱第11条の規定により、下記のとおり支給停止(変更)することを決定しましたので通知します。

記

受給資格者氏名		生年月日	年 月 日生
住所			
停止期間	年 月から	年 月まで	
停止額	月額		円
支給額	月額		円
停止理由			
備考			

別記第9号様式(第5条関係)

番号

年 月 日

様

京都府知事

印

給付金支給停止解除通知書

京都府在日外国人高齢者・重度障害者特別給付金支給要綱第11条の規定により、下記のとおり支給停止を解除することを決定しましたので通知します。

記

停止解除理由	
停止解除年月	

別記第10号様式（第6条関係）

番号
年 月 日

様

京都府知事 印

給付金受給資格喪失通知書

京都府在日外国人高齢者・重度障害者特別給付金支給要綱第12条の規定により、受給資格の喪失について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給資格者氏名	
受給資格者住所	
受給資格喪失理由	
受給資格喪失年月日	年 月 日
支給最終年月	年 月分まで支給

別記第11号様式（第7条関係）

番号
年 月 日

様

京都府知事

印

給付金返還通知書

京都府在日外国人高齢者・重度障害者特別給付金支給要綱第13条の規定により、下記のとおり給付金の返還を請求します。

記

返還請求額	円(年 月分～ 年 月分)
返還期限	年 月 日まで
返還理由	

別記第12号様式 (第8条関係)

年 月 日

京都府知事 様

請求者 住所
氏名 印
(受給者との続柄)
電話 ー

※本人が署名(自筆)する場合は、押印の必要はありません。

未支給給付金請求書

京都府在日外国人高齢者・重度障害者特別給付金支給要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり未支給の給付金を請求します。

記

受給者氏名	
死亡年月日	年 月 日
請求額 (未支給金額)	円 (年 月分～ 年 月分)
備考	※請求者と受給者の関係を明らかにすることができる書類を添付してください。

私(請求者)が京都府から受ける京都府在日外国人高齢者・障害者特別給付金の未支給金については、次の口座に振り込んでください。

振 込 金 融 機 関	銀行		支店		銀行番号				支店番号							
	組合		金庫 出張所													
口 座 番 号	普 通・ 当 座											名 義 人	(フリガナ)			